

鳥取県告示第64号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり上大口土地改良区から役員が
退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年2月9日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

退任した役員の氏名及び住所

理事 伊 藤 英 男 倉吉市下余戸71

平成22年1月31日退任